

山形県後期高齢者医療広域連合公有財産  
の取得、管理及び処分に関する規則

平成19年2月1日  
規則第10号

山形県後期高齢者医療広域連合の公有財産の取得、管理及び処分については、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるもののほか、山形市公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（昭和39年山形市規則第17号）の例による。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。